

1. 断るときはキッパリ「いいません!」
2. ハンコや署名は慎重に!
3. うまい話にご用心!
4. 名前と用件を確認して!
5. 自分の家族や財産の話はしない!

もし、契約してしまっても、クーリング・オフ
(契約の解除) できる場合があります。
困った時にはまず相談してください。



福岡県消費生活センター
TEL 092-632-0999

(相談時間) 月~金 9:00~16:30
日(電話相談のみ) 10:00~16:00
※土曜・祝日はお休みです。

〒812-0046
福岡市博多区吉塚本町13-50
福岡県吉塚合同庁舎1階



↑詳しくは
県センターHPへ

消費者ホットライン★お住まいの地域の消費生活センターや消費生活相談窓口につながります。

い や や!
TEL 188 泣き寝入り!

※このパンフレットは、福岡県金融広報委員会(事務局:日本銀行福岡支店内)の助成金で作成しています。

※暮らしに役立つお金の情報は… 知るぽると 検索

要注意!

あなたを狙う 悪質商法



必要ないものはキッパリ

い り ま せ ん

帰らない時はハッキリ

帰 っ て く だ さ い



- ・ドアをすぐに開けないこと
- ・その場で契約せず、家族や消費生活センターにまず相談!

い や や!
消費者ホットライン: ☎ 188 泣き寝入り!

点検商法※

「無料で点検します」と言って、ウソの報告で不安をあり、高額な商品や工事の契約を勧めます。



POINT! 点検結果をそのまま信用せず、複数の業者から見積もりを取って、比較検討しましょう。特に、自然災害発生後に「住宅修理に保険が使える」などと勧誘する事業者とのトラブルが多くなりますので、注意しましょう。

架空請求

ハガキ、電子メールやSMSなどで、身に覚えがない「訴訟取り下げ料」、「アダルトサイトの登録料」や「借金の未返済金」などと根拠のない請求を行って金銭を要求してきます。



POINT! こちらから連絡すると相手に個人情報を知らせることとなります。身に覚えがない金銭の要求に対しては、絶対に自分から連絡してはいけません。

しつこい訪問販売※

布団、浄水器、新聞などの契約を強引に迫ります。柔らかく断るくらいでは、契約するまで帰ろうとしません。



POINT! 必要でなければ、キッパリ「いりません」と断る勇気が大事です。無理やり景品を押し付けられても、毅然と断り、ハッキリ「帰ってください」と口に出して言いましょう。

通信販売に関するトラブル

1回だけのお試し価格と思って、商品を購入したところ、定期購入が条件になっており、解約に応じてもらえないトラブルが多発しています。



POINT! インターネット通販等の場合は、クーリング・オフはできません。通販で商品を購入する場合は、定期購入が条件になっていないか、返品・解約の条件についての重要な情報を確認しましょう。

強引な訪問買取※

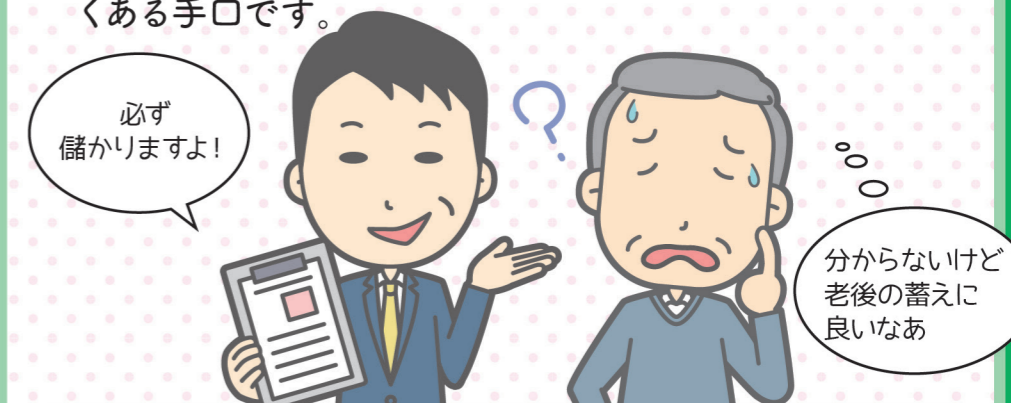
「不用品は何でも買い取る」と突然、業者から電話があり、訪問してきます。家にあげると、強引に貴金属を出させ、十分な説明もなく安値で買い取られてしまいます。



POINT! あとで返品してもらおうとしても、さまざまな理由をつけられて取り戻せない場合もあります。買い取ってもらおうつもりがないときは、キッパリ断りましょう。

利殖商法

「値上がり確実」「元本保証」「絶対損しない」と言って未公開株や商品相場の取引を勧めます。はじめに配当金を出して安心させ、より多額の出資をさせることもよくある手口です。



POINT! 仕組みが分からないものには絶対手を出さないでください。利益が大きいということは、リスクも大きいということになります。ネット広告にも気を付けましょう。